

議 事 日 程 (第 2 号)

平成24年 6 月19日 午前 9 時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 及び日程第 2

(追加日程)

追加日程第 1 決議第 1 号 関ヶ原町議会議員 田中由紀子君の問責決議

出席議員 (9 名)

| | | | |
|-----|-----------|-----|-------------|
| 1 番 | 室 義 光 君 | 2 番 | 澤 居 久 文 君 |
| 3 番 | 松 井 正 樹 君 | 4 番 | 田 中 由 紀 子 君 |
| 5 番 | 小 谷 清 美 君 | 6 番 | 浅 野 正 君 |
| 7 番 | 中 川 武 子 君 | 8 番 | 楠 達 男 君 |
| 9 番 | 子 安 健 司 君 | | |

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|---------------|-------------|---------------------|-----------|
| 町 長 | 浅 井 健 太 郎 君 | 教 育 長 | 山 崎 悦 生 君 |
| 監 理 官 | 西 脇 康 世 君 | 参事兼総務課長 | 谷 口 輝 男 君 |
| 参事兼 地域振興課長 | 高 木 博 之 君 | 参事兼学校・ 社会教育課長 | 山 田 満 君 |
| 税 務 課 長 | 若 山 孝 幸 君 | 住 民 課 長 | 藤 田 栄 博 君 |
| 水道環境課長 | 三 宅 芳 浩 君 | 病院事務局長 兼 総 務 課 長 | 西 脇 哲 郎 君 |
| 西 消 防 署 長 | 田 中 文 男 君 | 産業建設課長心得 | 澤 頭 義 幸 君 |

職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

| | | | |
|--------|---------|-----|-----------|
| 議会事務局長 | 吉 田 和 司 | 書 記 | 富 田 真 一 郎 |
| 書 記 | 河 合 素 女 | | |

開議の宣告

議長（澤居久文君） 台風4号が接近中でありますけれども、日本列島を縦断するというような大きな台風になりそうですけれども、地元はもとより全国的に大きな災害にならないというようなことを願っております。

それでは、早速会議に入らせていただきます。

会議を始める前に、若干お願いしたいことがありますので、御了承を願います。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますように、一般質問を行います。

会議終了後、若干協議したいことがありますので、御協力をお願いします。

ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（澤居久文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、1番 室義光君、3番 松井正樹君を指名します。

日程第2 一般質問

議長（澤居久文君） 日程第2、一般質問を行います。

順次質問を許します。

3番 松井正樹君。

〔3番 松井正樹君 一般質問〕

3番（松井正樹君） お許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

先般の定例議会終了後の全協で、また新聞紙面においても、今須小・中学校統合問題について答えておられるわけですが、私は定例議会本会議にて、今須小・中学校統合問題について一般質問をさせていただきます。

今須地区へ町当局より今須小・中学校を関ヶ原中学校、関ヶ原小学校へ統合したらどうかという問いかけ、そして町当局側の説明会を受け、今須自治会は住民アンケートを行いました。その結果は、統合に反対52%、賛成44%、無効4%というものでした。今須地区の自治会長さんと協議の末、今須地区としては統合に反対であるとの申し入れを5月1日に出しました。今後、今須小・中学校の統合問題をどうされるのか、町長にお尋ねいたします。また、今須地区の総意を受け、今まで協議に関する立ち位置で統合の進めの旗振りをされてきた教育委員会

にも、その今須地区の総意を受けての見解をお尋ねいたします。

以上であります。

議長（澤居久文君） 答弁を求めます。

町長。

町長（浅井健太郎君） それでは、お答えを申し上げます。

私はこの統合につきましては、自治会長さんとの話し合い、あるいはPTAの皆さんとの話し合いにおきましても、南小学校と北小学校の統合とは少し意味合いが違うと。したがって、無理強いはしませんと。ただし、各会場で申し上げたとおりでございますが、四、五年先に複式学級ができるということは、もうこれは火を見るより明らかでございますので、最終的には複式学級になる保護者の皆さん方の話を聞いてまとめていきたいと、ずっと申し上げてきたとおりであります。

そういう結果でございますが、最終的に行いました保護者の皆さんとの話し合い、これはたしか該当者が27名ぐらいであったと思いますが、出席されたのは20人ぐらいでございました。その中で2人ほどの方は、ぜひとも統合というお話がございましたが、それ以外の方は、統合については複式学級になっても構わないから統合はしたくないと、そういうお話が出てまいりました。そうしたものを受けまして、今議員さんもお話ございましたように、一応、今回は統合はしないと。

ただ、最後の保護者の皆さんとの話し合いの中で、自分たちの子供が本当に複式学級になるという時点においては、もう一度町との話し合いをぜひとも持ってもらいたいという御要望がございましたので、そのときはそのときでまたお話し合いを、私がおるかおらんかはわかりませんが、そういうことでその話は終えております。

以上のような状況から、しばらく統合はしないということでございます。

あとは教育委員会のほうから答弁をしてもらいます。

議長（澤居久文君） 山崎教育長。

教育長（山崎悦生君） 今、松井議員が旗振りと言われましたけれども、旗は振っておりませんけれども、お願いします。

しかしながら、御指摘のように教育委員会は、町長部局とともに学校統合の提案をしてきた一方の責任部局でありますから、5月1日、今須地区からの申し入れを受けまして、統合問題について総括といいますか、教育委員会の正式な見解をまとめる必要があると考えまして、5月23日、それから6月12日の毎月の定例会におきまして協議をいたしました。そこで見解を4点、そしてこの機会にぜひ触れておきたい点1点をまとめておりますので、その御報告をさせていただいて、答弁にかえさせていただきます。

見解ですけれども、結果に対する見解の第1点目は、アンケート調査の結果は統合に反対す

るものが181票でした。それから賛成が152票でした。無回答が12票でした。賛否29票差でありまして、15票の反対票が賛成に回れば、今須地区の総意が逆転すると、こういう僅差でありました。教育委員会は、ここに今須地区全体としてすかっと賛否を言うと、反対なら反対、賛成なら賛成というふうに言う、そういうことが言い切れない。今須地区の皆様方の苦悩がこの数字にもうかがえるというふうに受けとめた点が第1点であります。

それから、見解の2点目は、教育委員会は子供たちに望ましい教育を提供するという観点に絞って検討をして、統合やむなし、統合することがベターであるというふうに判断をして、合計14回の説明会に臨んでまいりました。こういう意味から申し上げますと、結果は大変残念であるというふうに受けとめています。今須地区の住民は、間違いなく100%の方が学校を残せるものであれば残したいというふうにお考えに違いないというふうに推察をしています。しかしながら、こうした思いを持ちながらも、152票の方々は、これからの今須の子供たちの教育のことを考えると不本意ではあるけれども統合やむなしというふうにお考えになったというふうに受けとめております。こういうふうに考えますと、僅差で反対票が多かったとはいえ、票の重みからすれば統合賛成票のほうが重いというのが教育委員全員の一致した思いでありました。とは言いながらも、アンケート結果をもとに、今須地区の代表者がこれを地区の総意というふうにして反対の意思を表明されて、町当局に申し入れされたことにつきましては、重く受けとめなければならないというふうに考えました。

さらに、見解の第3点目ですが、今後の対応についてです。既に今も町長から学校存続の意向が表明されていますので、教育委員会といたしましては、与えられた条件のもとで、今須地区の児童・生徒が少人数であるがゆえに受けるさまざまな不利益、これを可能な限り軽減できるように最善を尽くしていきたいというふうに考えております。また、今後、今須小・中学校では、児童数、PTA会員数の減少により、学校運営にもさまざまな困難が予想されます。今須地区の皆様方におかれましては、今須の教育を守る、学校教育の推進のために、これまでも増して御支援をお願いしたいというふうにご教育委員会は考えております。

最後に4点目でございますが、教育委員会は、今回の統合問題に対して、今須地区住民の意思を大切にしたいという立場で臨んでまいりました。そして、このような結果をいただきましたことを踏まえ、今後は今須地区の民意が逆転しない限り、当分の間、行政の側から統合の提案はできなくなったというふうにご受けとめています。

これが見解といたしますが、総括の4点でございます。

さらに、冒頭でも申し上げましたが、この機会に教育委員会としてぜひ触れておきたい点がございまして述べさせていただきます。

一部の議員におかれましては、さきの3月議会において、統合反対の意思を明確に表明されて、さらに政党機関紙でもこのことを宣伝されました。そして、一定の世論誘導をされました。

アンケート結果が非常に僅差であったことを踏まえ、ぜひお願いしておきたいというふうに思い、あえて教育委員会として触れさせていただきます。

御承知のとおり、さきの3月議会におきまして、一般質問の議事録によりますと、「保護者の声として、少人数であるがゆえの制約については、今須地区では、教育の中での努力、例えば2学年一緒に活動するとか、あるいは体育も2学年一緒にやるとか、そういう工夫もしながらやってみるので、複式学級の制約と言われるものはそんなに感じていない」というふうに紹介されて、この声を盾に、私は複式学級だったから勉強ができなんだという話は全く聞いたことがありませんというふうに言い切られました。そして、あえて統合する必要はない、今須小・中学校は統合しなくても教育効果は十分に発揮されているというふうに断言をされました。私どもは、複式学級でも教育効果は十分に発揮できているというふうに主張されたというふうに受けとめざるを得ないというふうに考えました。

しかしながら、同じ議員が平成17年の9月議会、これも一般質問で議事録によりますと、「来年度、今須小学校の2年生が7人、3年生が8人で、複式学級の対象となります。保護者としては、常に我が子の学年だけが複式学級になることについて教育がどうなるのかとの不安があります」と保護者の声を取り上げられまして、この声を盾に、複式学級はできるだけ回避すべきというふうに考えますと、教育委員会の考えをただしておられます。さらに、近隣の市町の例を挙げて、具体的に言いますと上石津町の一之瀬小学校、垂井町の合原小学校ですが、複式学級解消のために町費の講師を雇用することを要求されています。これも政党機関紙で同様の宣伝をなされています。

つけ加えますと、今須小学校の複式学級は平成22年度まで5年間続きました。ですから、この主張は、私が教育長に就任して以降もなされておったというふうに受けとめています。

つまり、教育委員会で問題となりましたことは、一方で町費の講師を雇ってでも複式学級は回避すべきと言い、一方で複式学級でも教育効果は十分に発揮されているというふうに、まさに180度真逆の主張をなされている。教育委員会の立場から申し上げますと、このような御自分の主張のためには、全く逆の声であっても都合のいいほうの保護者の声を取り上げて、それをもとに主張を展開される。こういうやり方は子供たちのためにはなっていないというふうに受けとめます。

御承知のとおり、今須小学校では平成30年以降、複式学級は避けられない見通しであります。平成32年度には複式学級が2学級となる見込みであります。ここで、ぜひ議員の皆様方をお願いしたいわけですが、このような子供たちを中心にした政治活動と申しますか、議員活動と申しますか、そういうことではなくて、子供たちに少人数であるがゆえの不利益をこうむらないような、そういう御配慮を今後ぜひお願いをしたい。とりわけ30年以降につきましては、今須の子供たちのために、ぜひお力添えをいただきたいというふうに考えているところで

あります。

以上です。

議長（澤居久文君） 再質問を許します。

〔 3 番議員挙手 〕

3 番 松井正樹君。

3 番（松井正樹君） 教育長にお尋ねをいたします。

先ほどの町長答弁の中にもありましたが、近い将来、先ほどから話題になっております今須小学校においては、複式が予想されております。5月2日の今須改善センターでの、複式学級になるであろう保護者の方々を対象にした説明会で意見があったとお聞きしております。そのときになったら、もう一度統合させてほしいという保護者の方々の意見であります。その意見について、そしてまた、先ほど教育長がおっしゃいました、教育委員会としては、今後は今須地区からの発案がない限り、教育委員会から統合に関する発信をすることはないとおっしゃいましたが、もしも複式になるであろう方々からそういう意見が出て、それが今須のPTAに伝わって、そしてまた今回のように今須地区全体が統合について考えて、その考えが集約された結果が統合に対して、もしも前向きになった場合は、教育委員会は再度統合を考えていただくべきだと私は考えるわけでございますが、その辺について教育長にお尋ねをいたします。

議長（澤居久文君） 山崎教育長。

教育長（山崎悦生君） これは5月2日の説明会のときにも保護者の方に申し上げましたけれども、今須地区の住民の意思を尊重するというふうに言ってきた立場上、今須地区の総意が逆転をしなければ動けないというふうに考えています。それが1点目です。

それからもう1つは、教育委員会だけでこれは決めることではありませんので、教育委員会は町長部局にそれを提案して、それを決めていただくのは町長部局と議員の皆様でございますから、そのことは確認しておきたいというふうに思っております。

もう1つ申し上げますと、南・北小学校の統合のときの経験から申し上げますと、議会で議決していただいて、そして新しい学校としてスタートするためには、最低2年は欲しいと思えます。例えていいますと、学費を幾らにするかというような、そういう事務上の手続、調整、あるいは教育内容にかかわりましては、日課表はどうするかとか、あるいは学び方についてどうするかとか、さまざまな調整することがございますので、最低2年はいただきたいというふうに考えています。ですから、例えば30年からスタートしようと思えば、27年度中に議会の議決をいただかないと、30年度には間に合わないというのが私どもの経験であります。

議長（澤居久文君） 町長。

町長（浅井健太郎君） 教育長に指名をされまして、私がお答えをするのはおかしいかと思いますが、今まさに教育長がおっしゃったとおりで、学校の統合問題等については、やはりその

ときの首長が恐らくいろんな思いを持っている。特に、今は北・南のときもそうでしたが、少子化がどんどん進んでいく、そして今現在と、北小の問題を取り上げたときの町の財政状況は全く違いますね。あの時分はピーク時に12億8,000万あった普通交付税が6億まで減っていた。そして現在は、普通交付税が約10億ぐらいある。ただ、国家の状況は予算を組むについて、40兆円ぐらいの税収でもって80兆円を超えるような予算を組んでおりますから、借金をして金を配っているという状況で、国の借金がどんどんふえてきているということで、状況は随分悪くなっておりますが、ただ町の単位で考えたときには、今申し上げたように合併をしないという後の中でどうやってやっていくかと、この町をどうやって切り盛りしていくかという問題がございました。

そういういろいろな問題を絡めましたし、それからもう1つは、今になって皆さんお気づきになっていらっしゃると思うんですが、あそこの学校のときには断層があったんですね。隣にすぐ断層があったと。説明会で申し上げましたけど、ある機関紙はそんなものは問題ないと言って書きましたけど、そういういろんな問題があったわけですね。今回は、当初申し上げたような形でやってきたと。さっき私が御答弁申し上げましたように、そのときの児童数で一たん学校は小学校も中学校も建てるわけでございますから、ただ、建てたときに少人数ですから、恐らく例えば6人、7人ぐらいの生徒数でしたら、中学校なら中学校へ、あるいは小学校へ統合しても、教室を別につくらなくても済んでいけると、そういう状況にあると思います。恐らくそのまま中学校も小学校も1クラスの人数をふやすことによって、きちんとやっていけるだろうということは、今現在予測されます。

ただ、あえて申し上げますと、今回はこちらから申し上げました。大体、一般的にこういう話があったときには、やはり賛成、反対の中でいろんな条件が付加されます。北と南のときは、反対、反対とうそ報道をやって、反対反対とってあおって、そういう条件闘争には全然行っておりません。それでもって、北の親御さんたちは随分損をされたなということを私は思っておりますが、ただ、先ほど教育長が申し上げたように、皆さんから統合したいという話と、こちらからどうですかと申し上げる話では、そのときの首長はだれがやっているかわかりませんが、恐らく、少し趣が変わっていくのではないかなあと。そういうことの覚悟は、これはPTAの皆さんから、個人的に話した中でも、そういう話は複数聞いております。今、やっておけば、いろいろ条件を聞いてくれるだろうけど、今やめて今度頼むと言うたときは、なかなかそういう条件は聞いてもらえないのやないやろうかという話も何回も聞いておりますが、そういうことになり得る可能性があるということだけは、一応お心づもりをしておいていただいたほうがいいと思います。ただし、そのときの首長の判断でどうなるかわかりませんが、一般的にはそうであろうと、一般論としての話ですけど、そういうことはお考えいただいておいたほうがいいだろうと思っております。

いずれにしても、PTAの皆さんが教育委員会へ持っていったとしても、教育委員会から町のほうへ来ますし、恐らくそのときは、どうしても統合をしたいという話のときには、直接まずは町長のところへいろんな要望を出されたりなんかされるんだろうと思いますが、そういうことだけは松井議員さんも議員さんでございまして、まだお若い方ですから、今から将来のことも踏まえて、いろいろお考えいただいたほうがいいんじゃないかなあということは思っております。

以上であります。

議長（澤居久文君） 再々質問ありますか。いいですか。

〔「ないです」と3番議員の声あり〕

これで、3番 松井正樹君の一般質問を終わります。

続きまして、4番 田中由紀子君。

〔4番 田中由紀子君 一般質問〕

4番（田中由紀子君） それでは私は3点についてお伺いをします。

関ヶ原人権裁判の高裁判決を認め、上告取り下げを、2点目は関ヶ原中学校改築について、3点目は街灯の温度計の表示についてでございます。

1点目、関ヶ原人権裁判の高裁判決を認め、上告取り下げを。

去る4月27日、名古屋高等裁判所は、関ヶ原人権裁判について、町が行った署名者への戸別訪問調査の違法性を認める判決を下しました。一審では、戸別訪問調査そのものは一定の条件のもとで許されるとしていましたが、名古屋高裁は原則として相当でないとして、町の戸別訪問調査は不当な目的でなされたものと判断しました。これら表現の自由、請願権を侵害したと同時に、思想、良心の自由、プライバシー権を侵害したと判断され、町長については故意過失を認めるという大変厳しい判決内容となっています。町はこの判決を真摯に受けとめ、上告を取り下げるべきと思いますが、町長の見解を求めます。

次に、署名簿の一覧表について。

高裁判決は、署名を整理すること自体は違法でないとしながらも、その利用については担当職員にその一部が交付され、戸別訪問に使用されたこと、いまだ破棄されていないことなどから、目的外利用で町の個人情報保護条例にも抵触する違法だとしました。直ちに一覧表などデータを破棄すべきです。町長の見解を求めます。

2点目、関ヶ原中学校の改築について。

関ヶ原中学校の改築について、今年度の実施設計に当たり、まず教育委員会の基本的な考え方についてお聞きいたします。

次に、昨年3・11東日本大震災において、被災者の避難所として学校は大きな役割を果たしました。また、原発事故によって自然エネルギーへの関心が高まっています。さらに、地場

産業や地域の特性を生かした学校づくりが見直されてきています。こうした時代に求められる学校のあり方について設計に生かすべきと思いますが、教育長のお考えを伺います。

3点目、街灯の温度計の表示について。

J R 関ヶ原駅西の跨線橋の北側に温度計が設置されています。現在は温度が表示されていないようですが、どのような状態なのか伺います。冬場に跨線橋を渡るとき、気温を確認したいという意見を聞きました。修理の必要があれば修理し、気温が表示されるようにしていただきたいが、伺います。

以上です。

議長（澤居久文君） 私のほうからちょっと1つ言っておきますけれども、1番、これは上告いたしましたので、行政側は。しかも議会は上告を承認されておりますので、わかっていますね。それで1回の答弁で終わってください。

〔「それはおかしいと思います」と4番議員の声あり〕

いや、そういうふうにします。

〔「議長、それはおかしいと思います。それはいけません」と4番議員の声あり〕

いけませんじゃない。

〔「再々質問まで認めてください」と4番議員の声あり〕

いや、認めません。

〔「それはおかしいです。横暴です、それは」と4番議員の声あり〕

町長。

町長（浅井健太郎君） 横暴なんてよう言いますな。あなた方、うそばかりついて、町民をだまして。

〔「議員必携にもちゃんと書いてありますよ」と4番議員の声あり〕

お答えします。

まず、取り下げはいたしません。これは三審制ですので、一審と二審との判断が分かれたとしても、今の言う三審目に逆転することもありますし、これを取り下げることはありません。はっきり申し上げておきますが、うそ報道で町民をだまして署名させる、偽造をする、そういう署名は表現の自由の乱用であると、そういう判断を私どもはしておりますから、取り下げることはありません。

それから、データですが、これは裁判が終わるまで破棄するつもりはありません。

それから、学校は教育長でお答えします。

温度計につきましては、これは譲与されたものであり、現在調査中でございます。

以上です。

議長（澤居久文君） 山崎教育長。

教育長（山崎悦生君） それでは、御質問2点についてお答えをいたします。

まず第1点目の実施設計に対する教育委員会の基本的な考え方でありませけれども、これは前回の全員協議会でも課長のほうから申し上げたかと思ひますけれども、基本的な考え方ですから若干抽象的な表現にはなりますけれども、関ヶ原町の第5次総合計画及び、昨年度出されましたまちづくり基本構想の理念を踏まえながら、今の関ヶ原小学校の設計に負けない、未来志向型の中学校校舎を建築したいということでありませ。

2点目の、時代が求める学校のあり方を設計に生かすべきかということについてでございますが、田中議員が地場産業ですとか、あるいは地域の特性をどういふふうにとられておられるのか。それを校舎建築に生かせとおっしゃるのか、それとも教育内容と深くかかわる学校づくりに生かせとおっしゃるのか。学校づくりというならば、中学校の学習指導要領との関係をもどようにとらえておいでなのかなどです。校舎建築と学校づくりを、御質問の文面からだけだと、やや混同されているような感じを受けとめませ。

しかしながら、いずれにいたしましても、校舎建築に限定して申し上げれば、時代が求めるものと、どんなに時代が変わっても変えてはいけなひもの、このバランスを保ちながら関ヶ原小学校に負けない設計となればいいというふうにと考えていませ。

ただ、念のために申し上げておきたいと思ひますが、「時代が求めるもの」という言葉ですけれども、これは大変聞こえはいいわけですけれども、旧の北小学校は、オープン教育ということで、それを生かす校舎設計でありませ。オープンスペースのある校舎建築をいたしましたけれども、今、ゆとり教育の時流に乗って、まさにそのときには時代が求めた校舎設計でありませたけれども、30年間の間、北の学校が閉校になるまでの間、オープンスペースということで、壁は取り払うことができる設計でありませ。しかしながら、教室の壁は1回も取り払っておりませせん。しかも、現在ですと、このゆとり教育というのが学力低下という問題と重なりませ、オープン教育というのはすっかり冷めていませるといってもいいかというふうにと思ひませ。そのときの時代の評価というものは、なかなか定着しにくい。したがいまして、今、時代が求めるものといひながらも、それが必ずしも評価が定着しているかどうかということについては、何年か先を待たないと決まらなひわけですと、そういう意味からも時代が求めるものと、それから変えてはいけなひもの、このバランスを慎重にと考えながら校舎設計に生かしていかなければならなひというふうにと考えていませるところでありませ。

以上です。

議長（澤居久文君） 再質問を許ませ。

〔4番議員挙手〕

田中由紀子君。

4番（田中由紀子君） 議員必携には質問の範囲ということで、「その町村の行政全般、公共

事務、団体委任事務、行政事務の一切であって、一般行政はもちろん教育、選挙、農地行政等、全般に及ぶものである」というふうになっておりますし、「質問とは、議員がその町村の行財政全般にわたって執行機関に疑問点をただし、所信の表明を求めるものである」ということになっておりますので、先ほど議長が言われました1回で終わるといのは全く納得できませんし、質問させていただきたいと思います。

まず、再質問です。

この人権裁判につきましては……。

議長（澤居久文君） ちょっと待ってください。

この1番のことだけ、私は言ったんですよ。1番の再質問はやめてくださいと。

〔「だから、それは今言いました質問とはというところには当てはまらないということです。行財政全般にわたって自由に積極的に質問する権利が議員にはあります」と4番議員の声あり〕

私は、これは却下してほしかったんですよ、事前に一般質問を。

〔「私は議員の立場として行財政全般について質問をする権利がありますので、質問をやめるといことは議長の権限でも乱用だと思いますので質問をさせていただきます」と4番議員の声あり〕

そんなものを盾にする話やないって。1番だけはやめてください。あとは再質問で。

〔「いや、やらせていただきます」と4番議員の声あり〕

4番（田中由紀子君） 県弁護士会の警告、それから一審でも違法、二審でもさらに4つの権利侵害であるというふうに違法とされました。これは最高裁に行っても適法という判断にはならないだろうというのが一般的な見方でございますけれども、それでも町長はあくまで上告を取り下げないつもりか伺いたいと思います。

それから、一覧表についてですけれども、関ヶ原町の個人情報保護条例に基づいて伺いたいと思います。

個人情報保護条例の第9条、適正な維持管理というところで、「実施機関は個人情報の収集等をするときは、個人情報の保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、個人情報の適正な維持管理に努めなければならない」ということで、正確かつ最新なものとするとか、何点かあります。その3点目に、「保有する必要のなくなった個人情報は速やかに廃棄し、または消去すること」というふうになっております。必要なくなったわけですから廃棄するべきと思いますが、なぜ廃棄されないのか、その理由を町条例に照らしてお答えいただきたいと思います。

それから第24条、訂正の請求ですね。「町民等は実施機関の保有する行政文書等に記録された自己情報について、事実と誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対しその訂正の請求をすることができる」という中の2項目め、町民等は実施機関の保有する行政文書等に記録さ

れた自己情報が、第6条というのは、いわゆる目的外使用に当たりますけれども、その規定に違反して収集されていると認めるときは、実施機関に対し当該自己情報の削除の請求をすることができるというふうな条例の中身になっています。去る5月1日、人権裁判の控訴人、弁護士から一覧表を破棄するよう要求されたと思いますが、これは訂正等の請求に当たると思います。その要求に対して速やかな決定と通知が条例に基づいてなされないといけないと思いますけれども、どのように対処されているのか伺いたいと思います。

それから、中学校の問題に移ります。

非常に教育長の答弁は、全く中身のわからない答弁だったと思います。やっぱり、そもそもどんな学校にしていくかという議論がないこと自体がおかしいと思うんですけれども、例えば、いろいろインターネットを引きますと、東京都の十条富士見中学校、季節構想ということで、豊かな心と体をはぐくむ空間、3つの整備方針として、のびのびとした広がりのある学校づくり、やる気にこたえる学校づくり、周辺地域と調和のとれた学校づくり。施設構想について、こういう大まかな構想が示されております。いろんな文部科学省のインターネットを引きますと、改修による学校施設の再生の例ということで、例えば耐震改修の際に内装の木質化、間仕切りの撤去により余裕教室を開放的で明るい普通教室にとか、バリアフリー化、それから自然環境を利用して快適な学習環境、いろいろそういう事例集がございます。

それから、先ほど時代という点では、自然エネルギーをどう子供たちにも理解または体験させていくかという点では、いろんな取り組みが行われております。例えば、ペアガラスにしたり、壁面を緑化したり、それから地域産材の活用、教室の両面採光、環境学習スペースの整備、それから風の通りを利用した温度差換気、夜間換気、ペレットストーブ、雨水利用、こういう事例もございます。

それから防災ですね。やっぱり地域の避難所になるという点では、太陽光パネルはもちろんのことですが、かまどベンチ、被災したときに炊き出しができるようなかまどをベンチにしたりとか、防災倉庫、それからマンホールトイレ、そういうのが事例集として出ております。

それから電気代の問題ですけれども、電気を変える計画ということで、蛍光灯をFHFというのに切りかえて、例えば3本あるところを専用の反射板を使って2本で済ませるとか、そういうコスト削減にも、電気代削減にもつながっているという事例もございます。

それから、地域性を生かしたデザインというところでは、例えば自然環境に溶け込んだ木の学校、それから沖縄県などでは風土を生かした学校ということで、赤れんがを屋根に使用するとか、そういう地域に溶け込んだ外観にするとか、そういう取り組みも行われております。

私は、このように先進的であったり、ユニークであったり、非常に存在感のある、地域にとってもよりどころとなるような、そういう学校であってほしいというふうに思っております。そのためにも、ぜひプロポーザル段階で中学生や町民にも公開していただいて、意見を集約し

た上で業者を決定していただくということが必要かと思いますが、お考えを伺います。

それから地場産業という点では、今須杉の利用をどういうふうにご考えておられるのか伺いた
いと思います。

それから温度計についてですけれども、調査中というのは、今後調査をして修理されるのか、
その辺を伺いたいと思います。

以上です。

議長（澤居久文君） 浅井町長。

町長（浅井健太郎君） はっきり言って見解の相違です。まだ三審制ですので、さっき一番初
めに言いましたように、私はあなた方が町民にうそ報道をし、街頭演説をうそをやって……。

〔「うそは言っていません」と4番議員の声あり〕

ついていることは、もう明らかになっているじゃないですか。

それから、そのうそをもって署名をさせたり、そして偽造をして5,208という数字を積み上
げてやってきているわけでしょう。だから一審は内容を見たらわかるやないですか。一審は表
現の自由の乱用があったという判断のもとにそういう結論を出しているやないですか。二審は
そのことについて一切触れていないやないですか、あえて避けて。あの判決文を読んでくださ
い、矛盾だらけやに。あんなもの、素人が読んだって矛盾だらけやないですか。そういうこと
で……。

〔「一覧表」と4番議員の声あり〕

それは、先ほど申し上げたとおりであります。

〔「理由を聞いております」と4番議員の声あり〕

今、あなたは原告ですよ。今、それを裁判で争っているんですよ。何であなたにそれをしゃ
べらんなんのですか。

〔「議員としての権利をきちんと保障してください」と4番議員の声あり〕

議員としての権利ってどこにあるんですか、あなたみたいにうそばかり言うておる人間が。
いつも申し上げているとおりやないですか。だから、私は答弁拒否みたいしません。前から申
し上げておるとおり、議員でありながら町民にうそを報道し、町民をだますような行為をして
おる人については、私はそういう人の主張は聞きませんと、今までも何回でも言っているやな
いですか。だから、それを訂正したら私はきちんと議論しましょうと、今までも何回でも、こ
こ何年間申し上げておるやないですか。

〔「議長、理由を聞いているんですよ」と4番議員の声あり〕

だから、今争っています。そういうことです。

3番目は先ほど申し上げたとおりで、あれは譲与されたものですので、うちが設置したもの
ではありません。ですから、今現在いろいろ調査中であります。

議長（澤居久文君） 山田参事兼学校・社会教育課長。

参事兼学校・社会教育課長（山田 満君） お答えさせていただきますが、先ほど教育長が基本構想の理念を踏まえながらということを申し上げました。それに沿って、今後、設計業者を決めて内容というものは詰めていくんであって、先ほど言われました議員のいろいろな事業については、要望というようなことで聞いておけばいいというようなことでよろしいんですかね。

そうしますと、今言われましたいろんな事業を全部取り上げようと思うと、どれだけの銭がかかるのかなあというふうにも今も思っておったわけなんです。ですから、今後はいろんな関係者の方とお話ししながら進めていくんであって、先ほども教育長が答えましたように、関ヶ原小学校に負けないような関ヶ原中学校を建設していきたいということで御理解をいただきたいと思います。

地場産業、今須杉の件だと思いますけれども、この今須杉につきましても、どう答弁しているのかちょっと今迷っているわけなんですけれども、製品化しようと思うと、専門の方がお見えになるんで、かなり年数がかかってくるということを多分聞いております。ですから、25、26で建てようと思うと、それについては今須杉を使ってということについては間に合わないのかなというような、そんなような気はしていますので、県産の材料というものであれば使用はできるんじゃないかなというふうに思っております。

それとプロポーザルの公開については、一応お聞きしておきます。今後どうなるのかはまた別としまして、一応そのように承っておきます。

議長（澤居久文君） 地場産業の補足、浅井町長。

町長（浅井健太郎君） まずははっきり申し上げますが、予算提案は私のほうからいたしますので。予算は私が一手に握っております。

あなたの主張は、はっきり言いますが、先ほど教育長も指摘されたように、いいことを言っていたかと思っておりますけど、そのときそのとき、自分の都合のいいことしかおっしゃらないわけでしょう、いつもかも。もうその積み重ねでしょう。とにかくそういうことで、私どもから言わせれば、町政を混乱させておるというぐらいにしか私は思っておりませんけど、自分の考えは一貫していないんですよね、あなたはいつも。そのときそのとき、世論に迎合することをいいふうに言うておるだけ。

〔「議長、それは悪口の言い合いです」と4番議員の声あり〕

悪口じゃありませんよ。ですから、そういう人の意見というのはなかなか聞きにくいということ。それから、今あなたがおっしゃったようなことについてやれば、予算がどのぐらい要るか、そういうことは一つもあなた方はおっしゃいませんし、いろいろと私も私どもで町の財政状況、それから当然いろんな形をつくりながら今度やっていくわけですが、民意が反映できるような形、そういうものも考えながら私どもはきちんとやっていこうと思っております。

ただ、さっきから言うてますように、私は今まで何回でも言っているように、そういううそ報道をし、町民をだます議員さんの主張は聞かないと、私は何回でも申し上げておるとおりです。今後も聞きませんし、そういうつもりでおっていただきたい。私はそのようにはっきりと申し上げておきます。

私は、すべてどんなことでも覚悟してやっておりますし、私は筋を通すということは絶対通しておりますので、どんなときでも自分が損するとか得するとかいうことは、私は考えて政治をやっておりませんから、はっきりこれだけは申し上げておきます。最後までやることはやると。あなたの主張は聞かないと、それが私の考えであります。

以上です。

議長（澤居久文君） 再々質問を許します。

〔4番議員挙手〕

田中由紀子君。

4番（田中由紀子君） 戸別訪問調査は、不当な目的で行われた、町長に故意過失があるということまで判決では言っています。本当に重大な責任があるというふうに思っておりますけれども、判決が確定した暁には、相当の責任をとってもらわないといけないと思いますけれど、そのおつもりがあるのかどうか。

それから一覧表についてですけれども、係争中であっても町の条例があるわけですから、町が決めたんですよね、この条例。みずから決めたことに沿ってきちんと処理をしてください。対処してください。先ほど言いましたように、個人情報保護条例第24条、訂正等の請求ということで、町民からは請求することができるし、それに基づいて速やかに通知しなければならぬと、決定を下さなければならぬというふうになっておりますので、この個人情報保護条例に基づいてきちんと遵守していただきたいというふうに思いますし、やっぱりこれだけの疑惑が、確定はしていなくても、百歩譲って係争中であるということでも確定はしていなくても、これだけでも大変な問題だと思っておりますので、審査会に諮問すべきではないですか。その辺をお伺いいたします。

それから中学校の問題なんですけれども、県も一生懸命地元の木材を使えるように、いろんなパンフレットを出しております。大規模木造公共施設の建築に係る低コストマニュアル事例集ということで、RC構造と木造構造の比較で、決して木造校舎が高いわけではないということや、期間という点では、私はちょっと専門家ではないのでわかりませんが、全国の事例からいうと、1年半以内では伐採から乾燥まで行われているんですね。先ほど課長が期間がないというふうに言われましたけれども、私はやっぱり今須杉を使うというもとで、その期間も含めたスケジュールを本来やったら立てるべきではなかったかと思っておりますし、コストだけ見ていれば確かに高いかもしれませんが、地場産業の活性化とか、それが税金に還流し

てくるということや、経済効果を含めた中でやっぱりコスト計算をすべきだと思いますので、そういう点ではどこに使うかということは別として、ぜひとも地場産業の木材を使っていたきたいというふうに思いますし、また具体的な設計段階でも中学生やPTAや議会はもちろんですけれども、いろんな人の意見を聞いて設計に反映させていただきたいと思いますが、お考えを伺います。

それから温度計ですけど、譲与を受けたものだと言われますけれども、譲与して今は町の持ち物なんですよ。だから、町がどうしていくかということをはっきりりしていただかないと困りますし、やっぱりちょうど橋の手前にありますので、特に凍っておるか凍ってないかという判断は温度によって大分違いますので、ぜひ修理していただきたいと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

以上です。

議長（澤居久文君） 答弁を求めます。

町長。

町長（浅井健太郎君） 今、まさに一審の内容を見てください。あなた方の主張の中で聞き入れられた分と、私どもが一審であかんと言われた部分は少し聞き過ぎたということと言われただけです。そのほかは全部却下ですよ、一審の判決は。

〔「一審はもう終わってます」と4番議員の声あり〕

ですから、三審制やと言っておるやないですか。だから満足できなかったら、どうぞリコールしてください。逆に私が、町長をやめてあなたをリコールするケースだってあるかもしれんし。議員であって政党紙にうそを書いて町民をだますような者は、私は議員であつたらあかんと思っていますから、私は、今自分が町長であるがゆえにやれないだけです。だから、あなたが私のやっておることがあかんと言うなら、幾らでもリコールしてください。リコールでも不信任案でも何でも出せばいいじゃないですか、ここで。

〔発言する者あり〕

だから、責任があるとおっしゃったからやればいいやないですか。逆に私どもが勝つたらどうするんですか、あなたは。どうやって責任とりますか、あなた。

議長（澤居久文君） 町長、もう1番の答弁はやめてください。

町長（浅井健太郎君） わかりました。それなら1番は終わります。

それから、学校のほうですが、学校のことにつきましては、あなたは地場産業、地場産業とおっしゃいますが、そんなことは考えてないわけじゃないんですよ。あなたに言われるまでもないです。あなた方よりもっと深いことを考えています。うそもつきませんし、私どもは、はっきり言うて。うそはつかずに、誠心誠意いろんな会議でもやっています。あなたは、その県に書いてあることをどこまで調べましたか。

〔「考えてる中身をおっしゃってくださいませんか」と4番議員の声あり〕

考えをおっしゃれって、言いますがね。そうやって県の補助事業でそれにやったとき、うちも今須杉が使えると思いますか、それで。もっと調べてください。それでうちの今須杉がそのままそこに当てはまって使えると思っておるんですか。そんな議論はいっぱいやっていますよ、内部で。そういういいかげんな知識をもって、要するに町民をあおるようなことはせんといってくださいよ。そのぐらいの程度のごことは全部私どもは調べているんですから、あなたに言われなくても。私どもは、繰り返して言いますが、うそは言いませんし。そういうことです。

それから、3番目はさっき申し上げたとおりです。言われなくてもやることはちゃんとやります。だから、あなたから言われると、私どもはここでもはっきり言うておるように、あなたの主張は聞かんと言うているんやで、聞かんと言うているのにあなたの言うことを聞くと、私は間違っただけをしたことになりますから、逆に。私どもはあなたに言われなくたって、必要なことは全部やっておりますから、何も御心配いただくなくても結構であります。

以上です。

議長（澤居久文君） これで、4番 田中由紀子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

この時計で10分まで。

休憩 午前9時55分

再開 午前10時10分

議長（澤居久文君） 休憩前に引き続き一般質問を許します。

続きまして、8番 楠達男君。

〔8番 楠達男君 一般質問〕

8番（楠 達男君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

質問項目は、ヤギ事業の現状並びに今後の事業計画についてであります。

ふるさと雇用対策事業として実施されてきたヤギ飼育管理事業は、国の交付金事業としては本年3月末をもって終了し、4月より町の直営事業として継続をされております。この事業の目的は、ヤギ放牧による耕作放棄地の除草対策であり、副産物のヤギ乳を利用した乳製品の開発、販売を行い、関ヶ原町の特産品化を目指すというものであります。

この事業の本年度予算は、ヤギ飼育管理と乳製品製造販売合わせて3,816万円となっております。この財源は、アイスクリームの売り上げで3,000万円、国の緊急雇用対策費337万円、その他が480万円となっております。このヤギ事業は町の単独事業であり、採算性ととも投資効果の検証が求められることは当然であります。

そこで、私は以下について、町長の見解を求めるものであります。

まず第1に、本事業の目的である耕作放棄地でのヤギ放牧の除草効果について、これまでの実証結果並びに現状の効果について報告をお願いいたします。また、事業の投資効果を検証し、ヤギ飼育事業計画の見直しをすべきと考えますが、考えを伺います。

2点目の質問であります。農家、地主さんへの貸し出しについて、当分は無償貸し出しということでありましたが、ヤギの運搬、あるいは機材の運搬、それから管理、給餌、あるいは電さく設置、それから電さくの下草刈りなど、具体的な契約要綱、あるいは条例なのかわかりませんが、それはどのようにされるのか伺いたいと思います。

3点目、ヤギ飼育事業の本年度予算は1,496万円となっておりますが、この予算で100頭近いヤギが、今須を含めるとありますが、この100頭近いヤギの飼育、管理運営ができるのか。従業員数についても、これまでの町の説明では、正職員1名と臨時職員で、毎日3名の出面でローテーションを組み、運営するというものでありましたが、既に、伺ってみますと人手が不足する日があり、その都度、役場の職員を派遣されております。このことは、当初から従業員定数の計画自体に無理があったのではないかと考えますが、職員の派遣も当初計画ではなかったはずであります。本来、役場職員の職務は行政事務並びに住民福祉サービス業務であり、ヤギ飼育への派遣はさせるべきではないと考えますが、町長の考えを伺います。

4点目、今年度予算で、ことしもヤギ購入費が計上されています。ことしも繁殖を行う予定があるのか。これ以上頭数がふえれば事業費の不足も予想され、さらに飼育場所も現在の旧北小の跡地では物理的に無理となり、新たな場所の確保も必要と思いますが、見通しについて伺います。

最後の5点目、ヤギ飼育の経費について、町長はこれまでの議会答弁で、アイスクリーム販売による収益をヤギ飼育に充てると説明されてきましたが、その展望はあるのか。まだ始まったばかりであります。今年度の販売と収益見込みをどのように立てておられるのか、伺いたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（澤居久文君） 答弁を求めます。

町長。

町長（浅井健太郎君） なら、御答弁を。最初に資料をちょっと配らせていただきたいと思います。

お答えをいたしたいと思います。まず、お答えする前にお断りしておきますが、楠議員はヤギ飼育にかかわった方であるということ、議員としてヤギ飼育にかかわられた方であるということをお断りして、いろいろとお答えをさせていただこうと思っております。

まず1点目の除草効果であります。現在ヤギを飼育しておりますが、私が今考えておりますのは、前にも御答弁申し上げたと思いますが、雄ヤギを中心にして除草効果をやりたいとい

うことは申し上げたはずであります。現在、雄ヤギのうち3頭が100キロぐらいの体重になっているということで、将来的にはそういうヤギを使って除草をやるということでもあります。

お手元に配付させていただきました岐阜新聞でございますけど、ここに載っておるヤギは、恐らくこれ、私が考えておるヤギより、そこまでの体重に至っていないヤギであろうということをおもっております。うちはそういう形で考えておりますが、ただ、まだそれだけの頭数がそろっていないということで、現在やっておりますのは、ヤギの飼育を兼ねながら圃場を借りて除草効果がどのぐらいのものかということ、現時点ではいろいろ検証をしているということでもあります。ただ、この新聞にも書かれておりますように、この新聞に書かれておることが事実であり、そして美濃加茂市もこういうことに今後とも取り組んでいこうという姿勢が見えておりますので、やはりうちの自治体、関ヶ原町は草分けではありますけど、よそもこういうことをまねるといって失礼ですけど、そういうことをやるようとしているところがあるということは、それだけの評価がされているということであろうというふうに私は思っております。

そして、中で事業の投資効果ということですが、これはどういう意味での投資効果かわかりませんが、この事業を全般的に見たとき、どういう投資効果があるかといいますと、現在、私は土・日はほとんどヤギ牧場のほうへ行ったりして見ておりますが、まずヤギが観光の目玉になってきていると。関ヶ原へ行くとヤギが見られる、そしてヤギと遊べるという形で観光の目玉の一つはなっているだろうと思っております。

それから、飼育とともにクリームを売っておりますから、そこにも臨時の方もお見えになりますから、雇用の場になっているということもあらうと思えます。それから、現にこのアイスクリームでございますけど、テレビや新聞等で何回も何回も取り上げていただいて、関ヶ原町の特産品としての位置づけが既に固まってきていると、そういう効果があるんであらうということをおもっております。そこに現在、除草を耕作放棄地対策ということで、まだ数はそろっておりませんが、今後そういうことが加わってくるんだ、それが投資効果だろうということをおもっております。

ちなみに、製品につきましては、現在アイスクリームだけでございますが、予算の関係等があつてなかなかやれませんが、前から申し上げていますように、乳製品としてはチーズだとかヨーグルト、それから現在、プリンをある店と話し合いをさせていただきながら、試作品を今現在やっていると。その店主のお話を聞きますと、牛乳よりヤギの乳のほうがうまいプリンができると、そういう評価も受けております。

それから数の御心配ですが、これは個体を、恐らくある時期になると売買をしなければならないだろうということも考えております。現在、ヤギの肉は大体1キロ800円ぐらいでございます。例えば、一遍にばんとふやすのがいいか、いろんな考え方がありますが、雌も大体800円なら買ってくれるらしいんですが、これはある業者の現在、既に一たんグリーンウッドのほ

うの年若いヤギ等を始末いたしまして、あちらの場合はトカラもしくはシバ。こちらは大型種のザーネンでございますので、だから万が一、この3月、4月に産まれて10月ぐらいになって雄も雌も発情する時分になると、大体体重が三十何キロから40キロぐらいになるであろうと。そうすると、1頭大体3万円前後で売れると。仮に毎年こういうふうに考えながらやっているとしまして、100頭おれば300万ぐらいの収入は見込めるであろうということも、一応数字としては考えられるわけでありませう。

それから計画の見直しということですが、これは議員も御存じのように、交付金事業で始めた事業であります。その交付金事業というのは、要するにその事業はまちおこしのために、ふるさと雇用再生基金事業でございましたから、要するにそれが認められたというのは、それが町の事業として雇用も進み、そしてまちづくりに役立つ事業であるという判断をしてもらった金で今やっているわけですね。一たん、そうしたものを簡単に計画を見直すというようなことをやりますと、それはそれで、また今後のそういう事業に対する町に対する評価が変わりますので、そう簡単に計画の見直しをするということではできないだろうということを思っております。私自身は、やっていくためには、先ほどもいろんなことを申し上げておりますが、要するに拡張をしながらやっていきたいということを考えております。

それから、2番目の貸し出しでございますが、現在の貸し出しにつきましては、まだ十分個体そのものがきちんとした形になっておりませんから、小さなものをお貸ししたり、それはその地域のいろんな子供さんの情操教育に役立つとか、一つのいやしになるということでございますから、そういう形やら、観光客相手に関ヶ原町のそういう牧歌的な雰囲気、これはまちづくりの中でそういうことも必要でございますから、そういう形の中での貸し出しを現在はやっている。具体的に耕作放棄地対策に貸し出しているという形のもは、現在はまだそこまでは至っておりません。したがって、今の状況ではこういう形の中でお貸しせざるを得ないというふうに考えております。

それから、3番目の問題ですが、ここに書いてございますのは、当初から従業員定数の計画自体に無理があったのではないかと、これずっと書かれております。職員をそういうことに使わんほうがいいということですが、地方自治法の2条を見ていただくとわかりますように、町の行政事務は自治事務と法定受託事務に分かれております。今、ヤギ事業は議会へお願いをし、予算も提出し、そして議会で認められた事業でございますから、これは自治事務であります。したがって、職員を派遣することについては何ら問題はないというふうに考えております。当然、職員は命令があればそれに従う。現にグラウンドゴルフ場でも交代制で今2人ずつ、朝・昼、自分の仕事ではないですけど、そういう形で弾力的な運営をしながらまちづくりに寄与していただいております。同じような考え方であろうと思っております。

ヤギの繁殖をするのかということですが、当然、行っていきたいと思っております。ことし

は血がまざるとあきませんので、雄1頭を考えております。場所はどうかということですが、これは御指摘のとおりで、今後大きな課題になるであろうことは思っております。ただ、現状の場所プラスどこか1カ所があれば、今ちょっと申し上げることはできませんがいろいろ考えておまして、またしゃべるとどうだこうだという話になりますので、もう少し時間をいただきたいんですが、要するに、いかにしたらこの事業を定着させるかということを考えながらやっていきたいなということを思います。

それから、ヤギアイスの展望があるのかと、そういうことで、あるという判断で今後とも努力をしていきたいということでございます。

ただ、これはひとつ御理解をいただきたいのは、こういういろんなまちづくりの中で、後ほど、中川議員の御質問にも1回お答えしようと思っておりますが、いろんな事業をやるときに、それがまちづくりのために何をやるかということについては、すべてがプラス・マイナスを計算するだけではやっていけないものだろうということを思っています。例えば、大変失礼ですけど、大垣市さんが最近おつくりになった芭蕉館。あれ大きなものをおつくりになって、入場料であれがペイできるかといったら、大変失礼ですけど、恐らくできんのかなかと思っております。しかし、あれは大垣市さんの芭蕉というものが非常に大きなウエートを占めておるということで、要するにまちづくりのシンボルとしてそういう投資をされているということでありまして。私のところでいいますと、合戦祭りに1,000万以上の経費をかけておりますが、あれがほんなら合戦をやることによって1,000万ぐらい戻ってくるかといったら、戻ってまいりません。私自身は、ヤギ飼育は当然耕作放棄地対策ということでやろうということでございますが、古戦場の町としての抱き合わせも考えながら、これもそれなりに、先ほど申し上げましたように大きな効果が上がっているんだろうということを考えています。

それから、最後にちょっと申し上げておきたいと思いますが、今、日本の食料自給率は約40%ぐらいを前後いたしております。そして、世界を眺めると、中国とかインド等もそうでございますけど、人口が爆発的にふえていると、世界の人口が。食料難の時代が来るということは、もういろんなところで指摘されておるところでございますが、日本においてはどうかということを考えますと、日本の今の財政状況は極めて悪いと。例えば、ギリシャが今わいわい言っていますが、ギリシャは国民総所得というのか、総生産というのか、ちょっとどちらを指しているかわかりませんが、約1.5倍の借金しかないのに、日本は2倍あると。そして、国の財政状況は国民の総預金が1,500兆円あると。そして、そのうち個人の家のローンとかそういうものが三百七、八十兆円あると。そうすると残った金はどれだけであるかと。それに対して国と地方の予算が、借金がどれだけあるかということを見ますと、大体今、その差額は50兆円ぐらいしかないんだろうというふうに思っております。50兆円というのは、今、民主党が1年間の予算を組む中で、40兆しかないのに50兆の借金を配っているわけですから、もう1年予算

を組んだら、借金をしたら増税をするわけですよ。もうとんとんになってしまって、借金のほうはるかに大きな国に、今もうなりかけていると思っています。

そういう国の中で、貿易収支が2年間続けて赤であると。日本は資源がありませんから、要するに資源を入れて買って、そして加工して、今まで金を稼いできた。だけど、そういう日本というものは、全部今壊れつつあると、そういうような中で、将来日本に残ったこれからの若い人たちが、食料事情をどうして考えていくかといったときに、私は今の時点から若干のマイナスになっても、やはり耕作放棄地というものはできるだけつくらんようにして、そしていつでもそういうものができる体制は、一つの自治体は自治体としての見識の中で私はやっていくべきではないかなあという考え方は持っています。

これは山も一緒であります。今の国の自民党と民主党のやりとりを見ておると、私はどっちもいいと思っていまいませんけど、本当に今そういうことを国家が真剣に考えておってくれるのかといったら、全然私どものほうから見ると、本当に自分たちの政党がどうするかと、そんな話ばかりで、そういう部分の国家感というのが私は一つもないということに、非常に危険を感じておりますので、こんな小さな町ですけど、町は町、一つの基礎的自治体としての姿勢として、そういうものをきちんと将来のために私はやっていくことは、決して間違っていないと、そういう考え方を持っています。そういう考え方の中で、このヤギ事業というものをきちんと何とか成功させたいと。議員御指摘のように、最終的にはプラス・マイナスがマイナスにならんように、そしてこれは当然努力をしていかななくてはならないと。地方自治法にも書いてございますように、最少の経費で最大の効果を上げよということが書いてございますので、そういう理念をしっかりと持ちながらやっていきたいというのが私の基本的な考え方でございます。そういうふうにひとつ御理解を賜りたいと思っております。

以上であります。

議長（澤居久文君） 再質問を許します。

〔8番議員挙手〕

8番 楠達男君。

8番（楠 達男君） 再質問をさせていただきます。

その前に、町長が最初に、楠議員は、議員としてこのヤギ事業を始めたというのをあえてなぜ言われたのかよくわかりませんが、誤解のないように申し上げておきますが、私は最初から議員という立場で、議員としてこのヤギ事業に協力してきたわけではありませんので、町長の要請を受けてNPOが受託をした、たまたま私がその社員で、ほかにやる人がいなかったということでありますので、誤解のないようにお願いします。

再質問させていただきます。

まず、私はこの耕作放棄地対策、特に除草対策ね。最後に町長が言われたように、今、日本

の国土の保全ということも含めて、それからヤギを特産化したいということ自体に、その発想自体に私は反対しておるわけじゃないんですよ。例えば、その事業をやるにしても、私は最初にこの事業を始めるときに言ったと思うんですが、例えば民間の方に、あるいは農家の方に委託するとか、第三セクターをつくって、振興公社をつくってやるとかいう方法だったらどうですかと。直接行政がやることについてはいかなものかということをお願いしたんですよ。

だから、まず言いたいのは、耕作放棄地はどうでもいいんだと、あるいは特産品はどうでもいいんだということをお願いしておるわけじゃないんですよ。何とかこれを軌道に乗せたいという気持ちはありますが、その投資効果ですよ。直接、町単の事業として1,000万以上の税金を使って、それだけの効果があるかという観点から、投資効果とか採算性ということをお願いしているわけです。

そうしますと、例えば、耕作放棄地、除草対策というのは、常に目的がまず第一に町長は言われます。ところが、例えば農家さんが野菜や米をつくって、それが鳥獣被害に遭われて、物すごく損害があると。ここに例えば、電さくに町が補助金を出すとか、あるいは猟友会に補助金を出して駆除してもらう、これは当然だと思いますよね。その補助金が多いか少ないかは別にして、行政がそういうことに対する対策費、補助費を出すということは、十分理解できて当然だと思います。

ただ、この耕作放棄地は、本来地主さんが自分のところの土地ですから、自分のところの自己責任において、例えば草刈りをするとか、耕作を続ける。しかし、高齢化とかいろんな事情の中でできないわけでしょう。だから放棄されているわけです。そうしますと、やっぱり農家さんが第一義的には、例えばほかの農家さんに頼む、あるいは民間業者に頼む、あるいはシルバーセンターに頼んで除草をするとか、あるいは除草剤をまくとかという形で、本来耕作放棄地にならないように対策するのが地主の責任じゃないですか。それと同じような考え方、つまり本当のヤギ事業の目的と獣害被害に町が補助金を出しているから、同じ考えでいいんじゃないかということは少し違うんじゃないかと思うんですね。しかも、金額が獣害被害ですと200万か250万ですよ。このヤギの耕作放棄地ということ言えば、現時点の24年度予算では1,200万ぐらいでしょう。もう、けたが違いますよ。それでも、それだけの効果があると言われるなら、私は了としますけど、だから効果があるんですかと聞いているんですよ、除草効果が。

確かに、今新聞の記事を見ましたけれども、たしかこれ以外にも、例えば長野牧場から千曲市が借りて、私も現地に直接行きました。現場も見ました。その後聞いてみると、思ったほどの効果がないし、逆に手間がかかるということで、そこはちょっと引き上げたという話もあるんですよ。全く除草効果がないとは言いませんよ。だから、こんなものはやめてしまえと言うつもりはないんですよ。ただ、この効果に見合った規模の頭数なり、あるいは町の財政規模

に見合った形での飼育管理をすべきではないか。

例えば、あえて私は出面3名の話をしました。初めから私は、あれだけの100頭近いヤギを飼育管理、ましてや除草する、搾乳もする、そういうことの中に、毎日出面3人ではきついというふうに当然思っていましたし、現地の方に聞いてもそうです。実際、町職員を派遣しているじゃないですか。特に土・日とか、何人かはね。

だから、町職員に自治法上問題ないと、確かに法的には問題ないでしょうけれども、役場の職員をグラウンドゴルフに出す、ヤギの飼育に出す、法的には問題はないにしても、ここでも質問でも書きましたように、本来、役場の職員というのは行政事務、あるいは住民サービス向上のために就職したはずですし、役場もそのために賃金を払っていると思うんですよ。もちろん、ヤギ事業、アイスクリーム事業も行政事務の一つですから、今町長が言われるように、使うこと自体に問題ないにしても、それはこれからなくす方向を検討すべきじゃないですか。

再質問ですが、最初に言ったように、耕作放棄地対策としての、あるいは獣害対策の考え方について、同じ考え方でいいですかというのが1つ。要するに、同じ町の税金を使う場合に、ヤギ事業にこれだけを使うという考え方と、それから獣害対策費用として町が助成金を出していますよね。そのことに対する考え方は全く一緒なのかということが1つ。

それから町職員の派遣については、過渡的に今たまたま、将来的に職員以外の従業員をふやすから、一時的に足りないから派遣するということになるのか、将来的にずっと派遣するのか、人が足らんときは職員をね。その中で、今はたまたま産業建設課の職員が派遣をされているようですが、将来的にほかの課の職員もヤギの飼育に充当されるという考えはあるのかなのか。

それから、あえて聞きますが、土・日に職員の派遣もありますよね。当然、役場職員は土・日は休日ですけれども、土・日に出勤させた場合の勤務認証はどうなっているのかということです。例えば、代休で処理するのか、土・日に出勤した場合は超過勤務対応をされているのか、その点についても伺いたいと思います。

それから、場所の問題ですが、町長の答弁だと、これからもどんどん繁殖させるんだということがありました。もう今でも北小で飼うことについて、まずスペース的、物理的に無理だと思いますよね。しかし、さらにこれ以上、恐らくことしの秋には種つけをして、来年の春にまた何頭産まれるか知りませんが、ふやすと。そうすると、今からその新しい飼育場所を、やっぱり管理棟をつくるなり、あるいは地主さんの了解をもらうなり、そういう準備作業がこれから当然必要だと思うんですよね。ヤギだけはふえるは、しかし飼う場所がないということになると、これもう大変なことになります。北小そのものについて言えば、町長も常に言われているように、耐震でひっかかっていると。なかなかあそこの活用策についても、検討委員会をつくったけれども、耐震強度の関係で難しいんだという答弁もありますけど、そこへヤギだ

けは飼うということは、論理的に矛盾も出てくるんじゃないかと思うんですよね。そういう意味で、新しい飼育場所というか、別の飼育場所の確保を今からやっぱりきちっとしておくべきではないかと。

それからアイスクリーム、あるいは加工品の問題ですが、今年度予算で言えば3,000万の売り上げ見込みです、予算が3,480万に対してね。確かにそのとおりいけばいいですけど、仮に3,000万円の売り上げがあったとしても、そこには当然コストがかかっているわけであって、純利益は当然それ以下ですよ。そうすると、アイスクリーム販売で収益を出すんだと言いながら、しかし実際には収益が出るのかどうかということ。

それから伺いたいのは、ヤギがふえたということもあって、私が聞いた限りでは、毎日60リッターぐらいミルクが出る。それをアイスクリームにすると、1リッター当たり十二、三個できるわけですから、1日700個を超えますよね、アイスクリーム製品。これだけが毎日売れなければいけない。前、町長は、楽天ショップにかけるから、それは売れてしょうがないんだと。しかし、今のミルクは足りないからヤギをふやすんだという説明でしたけれども、そういう700個が楽天ショップも含めて本当に売れているのかどうか。現時点での販売個数について、あるいは今後の見通しについて、こちら辺はやっぱりヤギのアイスクリームに三千何がしをつける最大の根拠が売れるという根拠やったでしょう、町長の答弁では。それは本当に売れているのか、あるいは売れる見込みがあるのかということについて、あえて私は伺いたいと思います。

それから、今答弁の中で肉用に販売するということですか、ヤギを。ヤギを販売するなら、それはそれでいいんですが、ヤギも町の財産ですよ、今、町で飼っているわけだから。その辺は、公有財産となるのか、あるいは公有財産ですが、行政財産と普通財産というのがありますよね。ヤギについては、行政財産なのか普通財産なのか、恐らく普通財産ということで処理をされていると思いますが、その辺について行政財産なのか普通財産なのかということについて伺いたいと思います。

以上です。

議長（澤居久文君） 答弁を求めます。

町長。

町長（浅井健太郎君） まず初めに、第三セクターのお話があったと思います。第三セクターというのは、もう当初から考えていないということを申し上げたとおりであります。それはなぜかということ、まだきちんとした形ができていない段階で第三セクターをつくったって、うまくいかないに決まっているんですよ、はっきり言うと。ですから、もう少し形ができて、そういう形になったときには、そういうことも一つの方法としてはあり得るんだろうということは思っておりますが、現在はそういうことは考えておりません。

それから、耕作放棄地対策に係る金と有害鳥獣に対する補助金の考え方は一緒かということでありました。その前提で、個人のものは個人で処理すべきであると、そういうお話がございましたね、地主がやればいいんだと。地主がやらないから今困っているんですね、あちこちで。やらないんですよ。山も一緒ですよ。本来、例えば、今、山なんかでも、今うちの町なんかは本当に山被害が私は物すごい怖いんですが、間伐が全然やられていない、枝打ちもやられていないで、いついろんな地すべりとか山の崩壊がするかもしれんということ、行政の当事者である私が思っておっても、地権者の方はそんなことはほとんど思っていないですよ。ですから、今役場の職員の中でも、恐らく自分のところが山を持ってあって、自分のところの山の境がわかっておる人間が何人おるかといったら、ほとんどわかっていないんですよ。田んぼも一緒なんですよ。要するに、自分がもう、とてもやないけどそんなことするんやったら、自分のもんやで、自分が何をしておったっていいやないかと。だから、国の施策を見ると一番よくわかると思うんですが、いろいろと作付の問題なんかで、大体こういう団地を一つの田んぼを守るんやなしに、こういう大きな塊の中で守ろうという施策をとっていますよね、今。それは、一つ一つが欠落していったら全部がやめてしまうから、だから地縁とかそういうものを利用しながら、今、農業政策をできるだけ衰退しないように、今国はやっているんだと思うんですよ。一人一人の個々になったらやらないことが、町にとって今の話が非常に将来的に大きなマイナスになる。

当然、耕作放棄地ができれば、そこが今のいうシカとかイノシシの隠れ場所になり、非常に住みやすい場所になって、それがまた頭数の拡大を進めていくと。そういう考え方を持っています。シカ被害についてはどうかといったら、シカ被害については、現在補助金制度もちゃんをつくってあるわけですね、電さくの。それは、まだその耕作にかかわることのできる人なんですよ。ちょっと違うんですね、それは。だから、その辺のとらえ方、さっき私の大きな考え方を申し上げましたが、ですからこの補助金については、一緒であるかどうかということについては、若干意味合いが違うのではないかなということを考えております。

それから、職員の派遣ですが、これははっきり申し上げておきますが、かつては知りません。私が町長になってからは、いろんな職員の採用をやっていますけど、私は、例えば女の子でも言うたことがあって、その子を採用した経緯がありますが、女やと思って男と同じことをやらんという考え方はだめやぞと。屋根の上へ上がって雪おろしもできますかと、職員に私は聞いています。それから今も、名前は言いませんけど、最近新たに入った子にもはっきり言いますけど、面接のときに、そんなもの役場の中は、事務をやるだけの仕事やないぞと。これからの役場は、そんなことをやっておったらやっていけんのやと。何でもやらんならんのやと。だから、土方をやれと言うたらやりますかと、そういうふうにして私は面接のときに言っています。それでその子は、私はやりますと言ったで採用しました。この条件だけやないですよ。だけど、

中へ入ってから、この間もちょっとその子にも言うたんやけど、おまえ、ちゃんと面接のときもそうやって言うたやろうとって私は言いました、今やっている子にも。だから、議員がおっしゃるように、今、国がこんなに疲弊して、はっきり言うたら国力が落ちているときに、基礎的自治体である町が、さっきの質問やないですけど、金の勘定もせんと何やれ、金やれとか、そんなことをやっておったら、本当の基礎的自治体というものの存在がなくなっていくと思っているんですよ。だから、グラウンドゴルフ場でもそうですし、こういうところの職員でも、確かにこういうところに入ると、ある意味で役所に行っておるといえば、今の話で聞こえもいいですし、給料はきちんと一定のものがもらえる、マイナスさえしなならもらえる、そして定年すれば、退職金ももらえ、恩給ももらって、楽に暮らしていけると。だけど、そんな世界のことは、もう私は考えたらあかんと思っているんです、こういう自治体については。一緒なんですよ、もうみんな。だから、こういう基礎的自治体でもこういうことをやれと言われたらやってもらわなしようがない。

企業なんかは、私は自分のことで申しわけないですが、自分の息子が大学院を出て、今ある会社で営業をやっています。話を聞いておったら、もうここの役場の職員の皆さんには悪いけど、もう全然厳しさが違いますね、はっきり言いました。もう、やらななら会社におれへんと言いますから、民間は。

ですから、私は職員の皆さんには全体の奉仕者として、この町の役所の職員になった以上は、そういうことについてもみずから率先してでも、さっきも言いましたように、最少の経費で最大の効果を上げられるような物の考え方でもって私はこの役所に勤めてもらいたいと思っておるんですね。ですから、今おっしゃったように職員の派遣はどうするのかと。私は、命令されたら行って当たり前だという感覚しか持っていません。そうすることがまちづくりに役に立っし、やっぱりその人の人間形成にもつながっていくであろうと。とにかくここに行って、きちんと時間から時間、余りこういう言葉は言っちゃいけないかもしれませんが、職員にもよく言っている言葉で、公務員というのは見ざる、言わざる、聞かざる、やらざるの4ざるやということ私をよく言いますが、私はそういう体質であっては絶対いかんと思っておりますので、他の課の職員を派遣するかどうかはちょっと考えておりませんが、実際、今、産業建設課というのは、職員の数も前年度と比べたらふやしてあります。数もふえているんです。それはそういう含みをもって、やはりうちはやっぺいこうということです。

もう1つだけ、念のために私がよその町を見て、ああいう東北の災害なんかには人を何人が派遣したという町がありますね。私は大変うらやましいんです、ああいうのが。うちの町は派遣したくても、そんだけの余分な人数はうちは抱えてないんですよ、今正直言って。派遣させるぐらいなら、やっぱり自分ところの町のことをやってもらいたいと。ああやって何人派遣したということは、それだけ余力があるということですから、余力がなかったら派遣できないわけ

ですから、私がああいうことでも非常にうらやましいと思っておりますが、うちの町は、もう初めから行財政改革をやりながらこの町はやっていかなかったら、もう特に今後は病院の問題がどんどん赤字が膨れていますから、そういうことを考えなかったら、この町は生き延びていけないという考え方がありますから、議員とは考え方が違うかもしれませんが、職員の皆さんには、そういうことの中でこれまで以上に頑張っていたかなければならないと思っております。

それから、管理場所の話がございました。これは御指摘のとおりだと思っております。ただ、私もあちこちの場所を見てまいりまして、この前、広島へ行った帰りに岡山を見たんですが、そのヤギの飼育のあり方は、親子同居させているんです。ほかの親も子供も一緒に広い場所で。これで問題ないですかと言ったら、問題ないという話も聞いてきました。

今、うちの場合は、一つ一つのヤギに個室を与えて、そして親子別で今飼育していますよね、乳も別に与えながら。あれは逆に言うたら、ちょっと問題があるのではないかなということは現場の人ともしゃべっているんですが、要するに親子を共同で、乳はわざわざやらなくても、子供が親の乳を自分で飲むシステムにすれば、まだまだあの場所に余力があるんだろうということは思っています。ただ、行く行くは私が考えているところまで行くと、あの場所は狭くなるだろうと思いますけど、やり方によってはまだまだ余力があるんだろうということを思っています。

そして、例えばさっき言いましたように、例えば100頭子供が産まれたやつは全部外へ出して、外で草を食わせて、食わせ出すともう水をやるだけで、そんなに飼育費もかかりませんし、1日1回水をやりに行ったり、そういうことはしなくてはなりませんけど、そんなに飼育費はかからない。産まれた後にそういう形で外へ出して、例えば40キ口になったら、全部が全部、毎年毎年多い数ですから、そんだけの管理はできませんから、それを出したものを例えば3万なりそういう形で売れば、そこに係る経費はもうほとんどかからないわけですから、それだけ大きな収益があって戻ってくるということだけはあろうと思っております。

それからアイスクリームですが、これは3,000万というのは、あくまで何とかそうやって売りたいという努力目標でございます。現在、昨年度と比べましてマイナス面を申し上げますと、昨年度はNHKの「江」のことがございました。観光バスが必ず笹尾山へ寄ったり、こっちへ来てかなり観光客が流れましたし、それからうちの場合はうちの場合で、夏以降に武者隊をつくって、それが非常に人気が出て、今の話がそういう形の中でアイスクリームの売買についてのプラス要因があったんだけど、ことしはそれがなくなると。これは一つのマイナス要因にはなっています。

しかし、現在までの売上高を見ても、昨年度と同じような推移で、現在は今の話が進んでおります。そして、近々ですが、売る場所も、現在道の駅も含めると4カ所、それから池田温泉でも売ってもらっていますから、それからもう1つは、長浜市の黒壁の中の店も扱っ

ていただいております。ただ、場所はふえているんですが、今これ以上ふやせられないというのは、現に冷凍庫がないんですね。それからもう1つ、楽天のこともお話ししますが、楽天についても話はしているんです、今、その県を含めて。ただ問題は、こっちに原因がありまして、たくさん数ができないというんですね。今製造ができないと。現に狭くなって、狭いというか製造機械がない。そういうことがマイナスになって、なかなか思いどおりにいけないと。これは、私どものちょっと見込み違いだったかもしれませんが、そういう状況にあります。ですから、これから夏場になって、はっきり言って夏場が本当に勝負の商品でございますから、そこに大きな期待を寄せているというのが現状であります。

それから、ヤギは普通財産か行政財産か。ちょっと普通財産か行政財産かについては、監理官のほうからお答えをさせていただきます。

以上です。

〔「答弁漏れ、職員の土・日出勤」と8番議員の声あり〕

それもこちらで答えさせていただきます。

議長（澤居久文君） 西脇監理官。

監理官（西脇康世君） まず最初に、職員の土・日勤務でございますが、これは振替休日という形で休みを、いわゆる代休ですね。そういう対応でさせていただいております。

それから、ヤギの財産の取り扱いの区分ですけれども、行政財産か普通財産かと。明らかに行政財産ではございません。ただ、普通財産かということ、区分上は物品という扱いの中で、会計区分は備品という扱いでされております。しかも、12カ月以上は、いわゆるヤギ等では備品という登録をされてくるという形でございます。処分する前も備品の処理という形の中で処分をさせていただく、こういうことになるかと思っております。

議長（澤居久文君） 再々質問を許します。

〔8番議員挙手〕

楠達男君。

8番（楠 達男君） 職員の派遣についてこだわりますけど、法的な問題だとか町長の指示・命令に従うんだと、面接でそういうことを言ったということを私は言っているわけじゃなくて、この関ヶ原町の住民のための福祉サービス、行政事務について、本来的にはそこに職員が従事する。もちろんその条例にも産業建設課はヤギの飼育するんだと書いてありますから、法的に違反しているのではないかと、条例違反しているんじゃないかということを言っているわけじゃなくて、本来、そういうところに職員を使うじゃなくて、職員をもっとほかの住民サービス、福祉行政というところに力を発揮していただきたいということを申し上げているんであって、今後、ぜひ職員の派遣については、極力なくす方向でヤギ牧場の人的な措置をぜひ考慮していただきたいと思います。

それから、今お聞きしますと、ヤギの販売がこれから勝負だというような話は、毎年毎年聞きますが、単純計算で700個以上できますよね。楽天についても、今、楽天側と話し合いをしているということで、それは今後、700個以上のヤギの販売は処理できるという解釈でよろしいですね。それだけ確認させてください。要するに、余ってしまって、前にも言ったと思うんですが、在庫がたまってしょうがないと。例えば極端な話、破棄をしなければいけないということのないようにしてほしいし、そういうことはないですね。それだけです、最後に。

議長（澤居久文君） 答弁を求めます。

町長。

町長（浅井健太郎君） 1点目ですが、御要望として受けとめておきますが、基本的には私は役場へ入ったら、今の話が何でもやってもらわなあかんということを思っています。

それから、福祉行政と言いますが、福祉行政はそれだけの人員が既に配置をしてあって、御迷惑をおかけするような形にはなっていないだろうということを思っています。例えば、よそでやっていないようなことを言いますと、私のところでは孤独死ゼロ作戦というようなことをやりまして、年配の職員が各家庭を回ったりなんかする、そういう制度もよそより進んでやっておりますので、そういうことは決してよそに劣るとは思っておりません。

それから、700個がさばけるかどうかにつきましては、今の現状ではちょっと難しいであろうということを思っております。ヤギの乳は、現在ヤギのアイスクリームを売る中で試飲にも使っておりますし、そして新しい商品の開発に向けていろいろとやろうと。この間もちょっと、一つの例ですが、石けんをつくったらどえらい売れるらしいけどどうやと、職員からもありました。現にあるんですね、これ。アメリカではヤギの乳を使った石けんが爆発的に売れたと。一回、僕は石けんをつくることは幾らでもできますので、見本でちょっとつくってみるかというようなことも、この間。いいものができるかできんかは別ですよ。だから、そういうヤギに対しての商品開発をやっていきたいと。

今は、御存じやと思いますが、長野牧場からヤギの乳は仕入れておりませんので、やはり、今一番大事なことは、アイスクリームだけやなしに、やはりさっき申し上げたように、今の話がチーズもつくる、それからヨーグルトもつくる、あるいはプリンもつくる、そういうようなほかのものもつくって、ヤギ店舗の中にそういうヤギの商品が幾つか並べられるような形態をやはりつくって、それをやっていかななくてはいけないだろうということを思っております。ちなみに、今例えばヨーグルトをつくるためにはどれだけの機械が要るかとか、チーズをつくるためにどれだけ金が要るかということでありますが、そんなびっくりするようなお金は要りませんので、はっきり言いますが、例えばトータルでいいますと、私の給料をカットした1年分もかからずにそんなぐらいの機械はずっと買えますので、今の話がそんなにかかるわけはありません。

ただ、問題は本当に一人一人の職員がやる気になってやるかやらんかなんです。要するに、楽をしたいでこういうことは嫌だという考え方については、私は絶対同調しませんので、私かて正直言いますけど、私の隣に西脇君がおりますけど、私かて今副町長も置かずに、やっぱり自分でやらんならんことはやるという形の中で、すべて率先して私はやっていますので、やはりみんなが力を合わせて、町のために頑張るんだと。それは、私は職員も一緒やろうし、議員の皆さんも一緒だと思っています。そういうふうでひとつ御見識をぜひともそういうふうに持っていて、できるだけ温かく見守っていただければ、そういうふうをお願いをしておきます。

議長（澤居久文君） これで、楠達男君の一般質問を終わります。

暫時休憩、15分まで。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

議長（澤居久文君） それでは、休憩前に引き続きまして、一般質問を許します。

7番 中川武子君。

〔7番 中川武子君 一般質問〕

7番（中川武子君） お許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

合併をしない町、関ヶ原を選択して浅井町長が誕生し、8年を経ております。平成19年、免震工法を採用した安い、安全、利用しやすいと3つの日本一を目指して、現在の新庁舎が建設されました。そしてストックヤード、平成20年にはグラウンドゴルフ場、21年、関ヶ原小学校開校、関ヶ原町斎苑増改築、22年には「やぎ工房may!may!」開店、関ヶ原合戦410年祭には古田知事を迎え盛大に行われ、その後、東首塚の供養祭も商工会の青年部の人たちによって盛大に行われていますし、6人の武将隊の活躍も町への集客には一役買って、小イベントも大変にぎわっています。

しかし、財政は依然として厳しく、関ヶ原病院の苦しい現状も打開しなければならない。猶予はありません。しかし、今、町じゅうが古戦場であった関ヶ原は、草は伸び放題、草むらには空き缶、ごみ等が捨てられ、町民の一人として、また議員の一人として、町を訪れる人たちに大変申しわけない、そんな思いでいっぱいです。

そこで、町長は所信表明の中で、関ヶ原は小さくてもきらきら輝く町として生き抜くと掲げられました。きらきらは、光輝く様子、人の心が輝くときは、心が満たされていると感じていることだと思います。四季折々の自然豊かな表情を持った関ヶ原が生かされていない。大切な古戦場が花も咲かせず、草は伸び放題、ごみも捨てられ、まさに町は古戦場を放棄しているようです。

そこで、町長はどのように思われるかお聞きします。この場合、収益に直接つながらないと

思われているものに予算の計上をどう考えられますか。また、今後のまちづくりをどのように考えておられますか。

以上です。

議長（澤居久文君） 答弁を求めます。

町長。

町長（浅井健太郎君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、テーマが古戦場ということになっておりますので、古戦場に限定して申し上げますと、国指定の史跡につきましては、現在、保存管理計画を策定しております。今後、土地利用につきましては、専門家による整備検討委員会、あるいは地権者との懇談会等の話し合いの中で、いつでも話は進められる状態には、保存管理計画をつくったことで、現在はなっています。

ただ、御指摘のように、現在なかなかその話が進められないというのが、前にも申し上げましたように文化庁の予算のこともございますが、1つは、当初私が町長にならせていただいたときに比較すると、病院の経営が非常に悪くなりまして、ここにも御指摘のように本当に早く何とかしないと、今の計算でいきますと、1日に借金と持っていく金を含めると、1日に170万ぐらいの金が使われているんじゃないかというような状況になっております。それも医師不足で、いろいろとやっておりますが、なかなか医師の確保が今の状況では難しいということで、なかなか有効な手だてがないというのが現状であります。1つはそうした財政問題があるということ。

それから、いろんな事業を上げていただきましたが、他の事業との優先順位ですね。これは、今の古戦場の問題だけやなしに、特に古戦場といいますと、開戦地を何とかするという話を今まで上げておりますが、開戦地と、それから今の北小の跡地の問題等についても、大変なお金がかかるということでもあります。

それから、一番問題は、例えば開戦地だけに限定して申し上げますと、一たんはコンサルに依頼をして、1日に多くの人が入ってもらえるような施設の構想を描いてもらいたいということで依頼をしましたが、かかる金がべらぼうに高かったと。ちょっと今、手元に資料を持っておりませんが、たしか8億ぐらい要ったんじゃないかなというようなことが記憶に残っています。それはとても無理でございますので、果たして何をやるかということについて、私個人の意見が固まっていないということも大変申しわけないんですが、本当に土地をいかに利用するかということについての私の考えがまとまっていない。

当然、文化財保護法によって形状変更はまずできない。それから、これは運用面であります。3メートル以上のものはつけれない、そういういろんな制約がございます。ただ、土地を公有化するについては80%。例えば今年度申請をすれば、恐らく来年度の予算に一遍に買えませんが、随時買っていくと、公有化をすると。目的を定めて公有化をすれば、今の話

が80%の補助金は国のほうはいつでも出すという話になっておりますから、そういう形で進めていけるんだらうということをおもっています。

現在、ここも御指摘のように、古戦場の中でも、特に耕作放棄地が進んでいるのが開戦地があります。決戦地のほうは見ていただくとわかりますように、まだまだ耕作放棄地というのはございませんし、人に委託をしながらでも、あそこの地域については、一応農地として活用がなされていると。一部の古戦場でないところに草がぼうぼうになっているところはございます。これはさっきの話で、個人のものでありますから、どうしても草刈れということはいえませんが、そういう地域がございまして、決戦地についてはそういう状況であります。開戦地については、ごみ拾いしたりなんかすればいいのかもしれませんが、現在のところ、そういうことをやっておりません。ただ、あの地域の中でごみゼロの日には、結構広範囲にごみを拾っていただいておりますので、1年に1回ぐらいはきちんとなされているらうと。

それから、あそこの西田公園については、シルバーをお願いをして草刈り等は、つい最近もやったばかりで、現地に来ていただくとわかりますが、シルバーをお願いをして、あそこの西田公園については、町の土地についてはきちんとした管理はいたしております。もし、ここに御指摘があるのは、すべて私有地の中であらうと、そういうふうな判断をいたしております。

それから、今後の収益につながらないことに予算を計上するかどうかということについては、先ほど8番の楠議員さんにお答えをしたように、いろいろやらんならんとあらうと、そういうことがあってもやることはやらんならんとおもっております。

一般的に行政というのは、前にも何回も申し上げた経緯がございまして、行政の5本柱と私は言っておりますが、1つは今の話が、まず財政がしっかりしなくてはいけないと。ある程度、将来予測をして、若い人たちに負担をかけないような財政基盤をきちんと固めることが、まず一番大きな行政の責任だらうとおもっています。その他について言いますと、教育であるとか、あるいは福祉、それから産業、それから最近では環境問題がやかましゅうございますから、そういう環境問題もやらんならん。それが全部そういうものの中について、要するに税金を使ったからもとへ戻ってくるかといったら、そんなことはないわけですね。

例えば、これは考え方として申し上げますが、例えば教育費には結構お金をかけています。今、うちが児童一人頭37万ぐらいかけています。それが小学校・中学校を出て、あるいは高校へ行って大学へ行くと、ほとんどそんだけ投資をして育てた子供たちが、今は関ヶ原町になくなってしまふと。教育でもそういう現状です。ですから、それはまちづくりの中で、やはり採算性を度外視してもやらんならんことはやらんならんとあらうというふうにおもっています。さっき、大垣市の例を申し上げましたが、あれもそうであらうということをおもっております。

それと、今後のことですが、これまでずっといろんな事業をやってまいりました。今後も私

自身は、関ヶ原町全土を古戦場のテーマパーク化をするということが私の大きな公約になっておりました。それをちょっと振り返らせていただきますと、野上地区で民という立場でございますが、私が提唱しておりました中山道祭りをひとつやっていたいておりますが、ことしは山中地区も自治会を挙げて中山道祭りをやっていただけになっております。そのほか、距離は短いんですが、松尾とか藤下、それから議員さんもお見えになるんですが、今須地区で中山道祭りをぜひともやっていたきたいということを思っております、今後も働きかけはしっかりやっていこうということでございます。中山道祭りが一つ。

それからここにお書きになっていただいておりますが、一昨年から、私の思いもありまして陣跡制覇ウォーキングというのを開催いたしております。初めてやったときは700人ぐらいでございましたが、昨年度は岐阜新聞さんとの提携もございましたけど、1,000人ぐらいの人が集まってきたと。これは、今後ともそういう形で、古戦場の町としての一つの大きなイベントになるであろうということも思っております。

そして、ここに御指摘いただきましたように、今のその東首塚を起点にして、商工会の青年部の皆さんにお話をしたら、ぜひともやりたいということで、町が補助金を出しながら商工会の青年部の皆さんに春祭りをやっていたいております。これもずっと継続して、もっともっと視野を広く持って、そしてもっともっと広げていきたいということを考えております。

それから、これはちょっと中断になりまして非常に残念なんですが、蛍祭りですね。あれをぜひとも復活したい、復活するべきだろうというふうに思っております。これ、いろんな事情がございまして中止になっておりますが、ぜひともこれを復活して、期間は短こうございますが、10日ぐらいはやり方によっては継続できますので、この蛍祭りをぜひとも復活をできればいいなあというふうに考えております。

それから、これは少しハードの話になりますが、関ヶ原町は、徳川と石田光成が東西に分かれて戦った。そのいろんな歴史の中で、歴史上の中によく出てくるのは、鶴翼の陣ということがあります。西軍の鶴翼の陣ですね。西軍はあれだけの松尾山から笹尾山につないで、高台に鶴翼の陣を引いたのに、なぜ東軍に負けたか。本来的に言えば、あれだけ鶴翼の陣を引けば戦争には絶対負けはずなんですね。それを今、関ヶ原町を眺めたときに、鶴翼の陣がきちんと形成されていないんですね、今、見たときに。例えば笹尾山に登る、あるいはその丸山に登る、あるいは明神の上へ上がっても、一目瞭然でこういう西軍が鶴翼の陣を引いたんだと、そういうものは私はぜひともつくっていくべきだろうということを、これはもう何年も前から考えておるんですが、ことしも予算の関係がありましてなかなかできなかった。それは当然、今の話が、笹尾山から要するに南天満、北天満ですね、それから松尾山へ結ぶ、そういう鶴翼の陣のきちんとした陣形を、要するに観光客に見ていただけるようなものをつくれれば非常にいいと。これは専門的な意味も含めていいんだらうということを思っております。

そのほか、昨年からはじめましたボランティアによる武者隊が、ことしは少し充実してきました、人数もふえて、土・日には皆さん本当に一生懸命やっただいております。昨年が7人で、ことしは13人まで膨れています。

それから、ことしは鉄砲隊の編成ができるということで、これも有志の方にいろいろとお骨折りをいただいて鉄砲隊もできる。それから、昨年からはじめましたイベント用の剣舞も、ことしも継続して同じメンバーの方が一生懸命練習をしていただいて、やっただいております。そういうものが、これからどんどんふえていくんだろうということを思っています。

それから、先ほど御質問ありましたヤギの放牧ですね。これは非常に喜ばれておりますのは、ヤギと触れ合う、これは情操教育に非常にいいとヤギは言われているんですが、心が和むと。これは非常にヤギと触れると心が和むと。これは岐阜市長さんも関ヶ原に来たときに、ヤギを自分でさわって、これはいやされるでいいなあとおっしゃった経緯がございますけど、そういう牧歌的な雰囲気と、それからやはり古戦場の町ですので、中心部は度外視をして、やはりこの山際については、昔のままのひなびた雰囲気を保ち、そして牧歌的な雰囲気との相乗効果を出しながら、やはり一層の観光資源として高めていくということが大事であろうかということをおもっています。

残念なことは、こういうことを語るときに、関ヶ原はよく名前が売れているやないかということをおっしゃるんですね。ところが、よそと比べますと質的な資源がないんですね。例えば、養老へ行けば滝があるとか、NHKの大石内蔵助をやったときですと赤穂神社があるとか、そういう神社仏閣とかそういう質的な資源が、知名度はあるけど質的な資源がない。それをどうするかということが大きな課題になりますけど、やはりイベントとか、さっき言いましたように鶴翼の陣とか、そういうようなものを整備しながら量的に集約をしながら、そういう施設をやる。人工的につくるものはつくりながらでも、そういうものを合わせてまちづくりをしていくことが、関ヶ原町の古戦場を含めたまちづくりの一番原点的な考え方になるんじゃないかという判断をいたしております。

以上であります。

議長（澤居久文君） 再質問を許します。

〔7番議員挙手〕

中川武子君。

7番（中川武子君） ただいま町長から、この古戦場のまちづくりという関ヶ原町全体のいろんなハード・ソフトも大変広い範囲の思いを述べていただきました。

その中で、私がここで聞きしているのは、町長の答弁にもありましたように、町の町有地、そして私有地、特に私有地は、勝手に手を入れることはできないのはわかっておりますが、私が町全体でここで質問をさせていただいた部分は、やはり道端というのか、そういう町を訪れ

る観光客の方たちが通られる部分ですね。そういうところが特に草とかそんなので目に余るものがあるというふうに感じていますので、その部分でやはり関ヶ原町をきれいにということですね。

今、お話の中で関ヶ原町、テーマパーク化ということで、これは非常に私も前々からこんなことを考えているんですけども、その中で、やはり皆さんが徒歩で散策される道端に背丈の草があっては大変気持ちが悪くおれてしまうというのか、そんな中で思っていることで、ちょっと話があちこち飛ぶかもしれませんが、町長も私と同じ年代の中で、小学校のころに夏休みの宿題で箱庭をつくって学校へ持っていったことを、ちょっとこんなことをメモしていながら思い出したんですけども、本当にミカン箱ぐらいのちょっと浅くした箱に山とか川とかをつくって、そして観音さんに行って山のこけとか赤土を取ってきて、そしてそれを箱庭としてつくって、それを夏休み小学校へ持って行ってずっと並べて、そんなことをちょっと思い出したんですけども、この関ヶ原町をテーマパークという中に、一番やはりここでも述べましたように、関ヶ原町は本当に雪もあって、そして四季折々の自然が大変豊かな町だと思っていますので、それで関ヶ原町をテーマパークということは箱庭と思って、そして関ヶ原町を一つの箱庭のようにする、そして今の「鶴翼の陣」という言葉も、本当に初めて聞いたんですけども、これはこの庁舎の屋上に上がると関ヶ原町が一目瞭然に見えるとってもいい場所だということ、もう何度も何度も上に上がったときに感じて、ここを何とかという思いもあるんですけども、そんな中で、私は関ヶ原町を本当にきれいに四季に花が咲いて、草も年に4回ぐらい刈るといいかなあと、なんかそんなようなんですけれども、そうじゃなくて本当にいつもきれいに草が刈ってある状態、そして、できればそこに本当にヤギがあちらこちらにいて、そんな関ヶ原町が箱庭というか公園のように、本当に目をつぶって空想をすると、とってもすてきな関ヶ原になるんじゃないかなと思っています。それで、「小さくても」ではなくて、「小さいから」きらきらと輝ける町になれる。それはやはり行政、こういうところばかりじゃなくて、やはり町民の皆さん一人一人が私たちの町は自分たちがつくる、きれいにするんやという意識を強く持っていただかないと町はよくなるということも思っております。

そんな中で、じゃあ議員としてどうするか、町としてどこまでできるかという、その辺なんですけれども、ここでいつも皆さん目にしておられる東町の一ツ軒の交差点ですけども、自分の地元でもありますので、以前まで私も花壇の代表もしていまして花を植えていましたが、やはり財政が厳しいということで、何年か前にシートが張られ、結局そのシートも見えない背丈ぐらいの草が今生えておりますが、その辺もやはり皆さんに声をかけて、ボランティアの精神を持って、東から逆風というのか、町民の皆様そんな姿を見ていただいて、町にずうっと広がっていけばいいなと思ってやっております。

そんな中で、本当に最後ですけども、ただいま町長が本当に広く関ヶ原町の考えを言って

くださいました。私も議員の一人として、できることを実行していきたいと思っております。
これで終わります。

議長（澤居久文君） 要望ですか。

〔「要望じゃない」と7番議員の声あり〕

答弁を求めます。

町長。

町長（浅井健太郎君） 要望であるか要望でないかということは別にしまして、今、御自身もこともおっしゃいましたが、本当に一人一人が町のことを考えながら、自分が町のために何ができるかということを実際に考えて、本当にみんなが力を合わせてこの町をつくっていかうということがやはり一番大事なんではなからうかということは、常々思っております。

その中で、やはり今の話が、私の役割があれば、議会の皆さんの役割もある。あるいは町民としての役割もある。ちょっと話がそれますが、私は今訴えられて大変な立場にありますけど、例えば先ほどおっしゃったように、自分たちが先に悪いことをして町を訴えると、そういうような考え方が当たり前になるということについては、私は非常に関ヶ原町の将来を懸念しています。やはり一番大事なことは、今まさにおっしゃったとおりで、私どもも職員も含めて、できるだけ今おっしゃったような気持ちを酌みながら、私は自分の………ので、一生懸命やろうと、そういうふうに考えております。

ただ、申し上げておきたいのは、本当に今、これからの日本、それからこういう基礎的自治体がどうなっていくかということについては、やはり自分の町が一番大事なのであって、政党が大事じゃありませんので、その点についてはよく御理解をいただきながら、ぜひとも御協力を賜りたいと、そういうことを思っております。

以上です。

議長（澤居久文君） 再々はありませんね。

〔発言する者なし〕

これで、7番 中川武子君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

〔「議長」の声あり〕

6番 浅野正君。

6番（浅野 正君） いろいろ一般質問があったわけですが、私は、この際、田中議員に対する問責決議についての動議を提出したいと思います。

よろしくお諮りください。

議長（澤居久文君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時45分

議長（澤居久文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま動議が発議されましたけれども、賛成の方がごらんのとおり2名以上ございますので、この動議は成立いたします。

この動議を追加日程第1として直ちに議題とすることについて、採決をいたします。この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることについて、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることは可決されました。

追加日程第1 決議第1号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

議長（澤居久文君） 追加日程第1、決議第1号 関ヶ原町議会議員 田中由紀子君の問責決議を議題といたします。

なお、この議題は田中由紀子君に関することですので、本人は地方自治法第117条の規定により、除斥をしていただきます。

〔「弁明の余地はないんですか」と4番議員の声あり〕

弁明はありません。

〔4番 田中由紀子君 退席〕

ただいまより職員により決議を朗読させていただきます。

議会書記（富田真一郎君）

決議第1号

関ヶ原町議会議員 田中由紀子君の問責決議

関ヶ原町議会議員 田中由紀子君の問責決議を、関ヶ原町議会会議規則第13条第1項の規定により次のとおり提出する。

平成24年6月19日提出

関ヶ原町議会議長 澤 居 久 文 様

| | | | |
|-----|----------|-----|-----|
| 提出者 | 関ヶ原町議会議員 | 浅 野 | 正 |
| | 同 | 中 川 | 武 子 |
| | 同 | 松 井 | 正 樹 |
| | 同 | 子 安 | 健 司 |

関ヶ原町議会議員 田中由紀子君の問責決議

議員は、住民から選ばれ、その代表者として議会の構成員となるからには、人格、識見ともに優れていなければならない、議員としての一言一句についても、全てその責任を負わなければならない。

これが、本来の姿であると同時に、議員としての本質というべきである。

しかしながら、田中議員は、本会議において、常々町長に対して自らの思い込みによる発言によって議会を混乱させ発言の訂正を行ったり、根拠のない単なる風評などによる発言を行ったり、議案の内容によっては修正案や代案を示すことなく反対のための反対を行っているように見受けられる。

また、自らが発行する機関紙においては、事実と異なった報道や議員の名誉を著しく傷つけるような文面が記載されている。

よってここに、改めて田中由紀子議員の責任を問うとともに、厳しく反省を求めるものである。

以上、決議する。

議長（澤居久文君） それでは、本案についての趣旨説明を求めます。

6番 浅野正君。

6番（浅野 正君） それでは、決議書にありましたのが大体でございますが、若干具体的なことを述べさせていただきたいなと思っております。

私も3度議長をやらせていただきました。その中で、一般質問等ありまして、議長が制止するにもかかわらずいろんな言葉を言われました。全く議長の権限は何だったかなあというのは、この3回のうちにまず経験いたしております。

それから、以前亡くなった谷口議長のときも、委員会をつくって事務局へ訪れられて、何か言った言わんとかいう、ちょっと詳しい日にちは忘れましてんですが、それで調査するといっ、もちろん当時の谷口議長さんは、私らの調査にも応じられました。しかし、田中議員は私は関係ない、訴えてやると言って退席されました。これは議員として全く立場をわきまえていられない行為ではなからうかなと思っております。これは過去の話でございます。

そして近々の話になりますが、きょうも町長さんが懇切丁寧に教育論などをおっしゃったときに、3月議会によりまして、当時私がまだ議長でございましたが、ここに近々にあるわけでございますが、機関紙「民主せきがはら」の5月27日の中で、文言はちょっと省略させていただきます。町長が答弁に割り込み、教育長が手を挙げているのにもかかわらず、浅野議長（当

時)が質問を打ち切りましたと掲載いたしております。これは当然、混乱が予想されますので、私は打ち切ったわけがございます。こういうことを勝手に書かれたことを私は心外だと思っております。

それから、もう1点ございます。

上段の部分につきましては、皆さん御承知のとおりだと思いますので、省略させていただきますが、下段の、またみずから発行するほうでやらせていただきたいと思いますのですが、2011年の5月29日、これは4月24日に勉強会という形で町長のほうから議会に対する意見書の申し入れがありました。そこで勉強会という名をかりまして、いろいろそういう話をさせていただいたわけがございます。その中で申し上げたんですが、ちょっと私のところだけ読ませていただきますが、あくまでも部内資料ということでございますが、私のポストの中に入っていましたので、これは部内資料ではないと思っております。これはまず最初にお知らせしておきます。その中で、「議員をやめると言っていた浅野議員が議長に……。浅野議員は選挙前、今回は選挙に出ないと議員の会合で宣言していましたが、私より先にポスターもはがきもでき上がっており、どうも選挙戦術だったようです。ところが、そんな浅野議員が議長になりました。私も含めて3名は信任しませんでした、議会の良識が問われます」、もう1人の方もあるわけがございますが、これは全く今までのやりとりの中でありますとおり、まるっきりうそばかりでございます。私は、その当時は確かに今回で議員生活を終わらせていただくということは、はっきり申しました。しかし、いろいろ状況が変わり、同僚議員からもぜひお願いしたいということをはっきり覚えております。そこで、状況が変わりまして出たわけがございます。そこで、ポスターは全く申しわけないんですが、4年前のを名前のところだけ入れかえたり、はがきなどはつくった覚えは全くありません。どこでこういううそを捻出されたかということは、本当に議員たる資格はないと思います。

その辺、よくお含みおきいただきまして、賛成の立場でよろしくお願いしたいなと思っております。

以上でございます。

議長(澤居久文君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 小谷清美君。

5番(小谷清美君) 今、動議が出ましたんですけれども、私といたしましては、今、浅野議員が言いましたように、勉強会という形で町長からの楠議員に対する兼職、あるいは田中議員に対する、町長が言われるうそ報道、あるいは北小の交付金の間違いなどについて、私も田中議員にそれぞれきちとした形で議会の勉強会の場で弁明してくれということをお願いし

て、それがまだ町長に対する議会全体としての結論に達していない中では、この動議については、私個人としては、いろんな田中議員に対する町長のことに対して、田中議員そのものの弁明なりおわびなりいろんなことを聞かない中では、私は時期尚早だという思いの中で、これには一応反対したいというふうに思っております。

議長（澤居久文君） 今の質疑に答弁をお願いします。

6番（浅野 正君） 勉強会という名をかりたわけではございません。私は、悶々としたことはずっと続いておりましたし、今も、先ほども全くそのとおりで、何か自分の思いばかりおっしゃっています。これは議員として全く許せる行為ではないと思います。

それから、またこういうことをおっしゃいますと、例えば予算に反対しておって質問するということは、よく考えますと、予算反対したということは、田中議員にとっては、その予算はないものでありますね。それをまたいろいろ質疑とか質問されるということは全くおかしいことではなからうかなと思っております。それがずっと永遠に13年ですか、この方はなられて、ここに13年目に入りますと書いてありますが、何回同じことを繰り返していらっしゃるんですか。そういうこともありまして、時期尚早というのはもうなしで、今回限りだと私は思っています。

以上です。

議長（澤居久文君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対討論から許します。ございませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 小谷清美君。

5番（小谷清美君） ただいま申し上げましたとおり、この楠議員、それから田中議員に対する町長からの申し入れが、やっぱりきちとした議会の全体の形の中で結論に対して答弁をしていない中では時期尚早だということで、私は反対させていただきます。

以上です。

議長（澤居久文君） 次に、賛成討論を許します。

〔挙手する者あり〕

7番 中川武子君。

7番（中川武子君） お許しを得ましたので、発言をいたします。

私は、この決議第1号について賛成の立場で討論させていただきます。

ただいま問責決議の提案理由が述べられました。顧みますと、平成19年12月18日に田中議員

の問責決議に賛成の立場で討論をさせていただいた経緯がございます。そのときの提案理由において、たび重なる訂正依頼に対して誠意ある対応がなかったとありました。道理に反した発言がいつまで続くのか。議会では絶えず無駄と思われる議論がなされています。

予算反対、決算反対、町が示すすべてと思われる施策に反対、この根源にあるものは何なのでしょうか。このような議員活動をここまでかたくなに守ろうとされるのは何なのでしょう。ひたすら反対を示していくがための強い意思なのか、それとも、ただひたすら自分の選挙運動なのか。情報を発信できる立場を自己のために乱用しているとしか考えられません。

こんな現状を打開し、一日も早く議会を正常に戻さなければなりません。田中議員に対する問責決議は議会の責任におきまして当然なすべきことと判断します。

御賛同賜りますようお願い申し上げます、賛成の討論を終わります。

議長（澤居久文君） 次に反対討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

なければ賛成討論はまだありますか。

〔挙手する者あり〕

9番 子安健司君。

9番（子安健司君） 私はこの決議第1号について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

ただいまの問責決議の提案理由でも述べられましたこともしかりでありますし、本日の一般質問の際にも、議長の再三なる制止も無視して質問を続ける等、議会を混乱させているのは明らかであります。よって、田中議員に対する問責決議は当然の措置であると考えます。

以上で、賛成の討論を終わります。

議長（澤居久文君） ほかにありませんね。

〔「なし」の声あり〕

これで討論を終わります。

これより決議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決議するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

賛成多数です。よって、本案は原案のとおり決議されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩 午後0時00分

再開 午後0時02分

議長（澤居久文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。着席ください。

ただいまの問責決議につきまして、4番の田中議員に御報告いたします。

原案のとおり決議されましたので御報告をいたします。

以上です。

閉会の宣告

議長（澤居久文君） 以上で、本会議に付託されました案件の審議はすべて終了いたしました。
これをもちまして、平成24年第3回関ヶ原町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後0時03分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

関ヶ原町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員